

千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第46号

千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉市法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「4,900円」を「5,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。